

# 開発行為の許可通知書

住所  
氏名 様

横浜市長



年 月 日に申請のありました開発行為（受付番号第 号）の施行については、次の条件を付けて許可しましたので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

条 件		別 紙 の と お り	
開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる地域の名称	
	2	開発区域の面積	m <sup>2</sup>
	3	予定建築物等の用途	
	4	許可申請者住所氏名	
	5	工事施行者住所氏名	
	6	設計者住所氏名	(申告番号 )
	7	工事着手予定年月日	年 月 日(許可の日から 日以内)
	8	工事完了予定年月日	年 月 日(許可の日から 箇月以内)
	9	自己の居住の用に供するもの 自己の業務の用に供するもの その他のものの別	
	10	法第34条の該当する号及び該当する理由	
	11	その他必要な事項	

(備考)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市開発審査会に対して審査請求をすることができます。  
なお、その理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。